

# 長崎県観光振興財源検討専門委員会傍聴要領(案)

令和7年度 第1回長崎県観光振興財源検討専門委員会  
令和7年5月9日(金)

長崎県 文化観光国際部 観光振興課

© Nagasaki Prefectural. All Rights  
Reserved

# 長崎県観光振興財源検討専門委員会傍聴要領(案)

## 【附属機関等の設置及び運営に関する要綱より該当部分抜粋】

### (附属機関等の会議の公開)

第6条 附属機関等の会議は、運営の透明性及び公正な県政運営に資するため、原則として公開するものとする。ただし、長崎県情報公開条例(平成13年長崎県条例第1号。以下本条において「条例」という。)第7条各号に定める不開示に該当する情報について審議する場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な審議運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

2 前項の会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等の長がその会議に諮って行うものとする。

なお、会議を非公開とすることについて、その理由の開示を求められた場合には、それを明らかにするものとする。

3 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴、会議結果の公表の方法により行うものとする。

4 附属機関等のこととする。なお、会議の傍聴に当たっては次に掲げる事項に留意するものと会議の傍聴は、希望する者に対し、当該附属機関等の長が当該会議の傍聴を許可することにより行うする。

(1) 傍聴を認める会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席及び記者席を設けること。

(2) 会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めること。

5 傍聴を認める会議の開催に当たっては、次に掲げる事項を記載した会議開催案内を作成し、県民へ周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合は、この限りでない。

(1) 附属機関等の名称

(2) 開催日時

(3) 場所

(4) 議題

(5) 傍聴者の定員

(6) 傍聴手続き

(7) 問い合わせ先

(8) その他必要な事項

6 会議結果の公表は、附属機関等の報告書、議事概要等及び会議資料等について、県民へ公表するものとする。

## 傍聴要領(案)

### 長崎県観光振興財源検討専門委員会

#### 1 傍聴する場合の手續

専門委員会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、専門委員会の委員長等の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

傍聴希望者が、会議開始前までに定員を越えた場合には抽選といたします。

#### 2 傍聴(公開)の対象

専門委員会は、公開を原則としておりますが、「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第6条第1項のただし書に該当する場合は、非公開とすることがあります。

また、専門委員会の途中において「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第6条第1項のただし書に該当する場合は、委員長が傍聴者の退場を命ずることがあります。

#### 3 会議を傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- ・会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- ・会場において、飲食などしないこと。
- ・会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、専門委員会の委員長等が認めた場合は、この限りではない。
- ・その他の会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

#### 4 会議の秩序の維持

上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。なお、不明な点があれば係員にお聞きください。

傍聴される方が上記のことと違反した場合には、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。